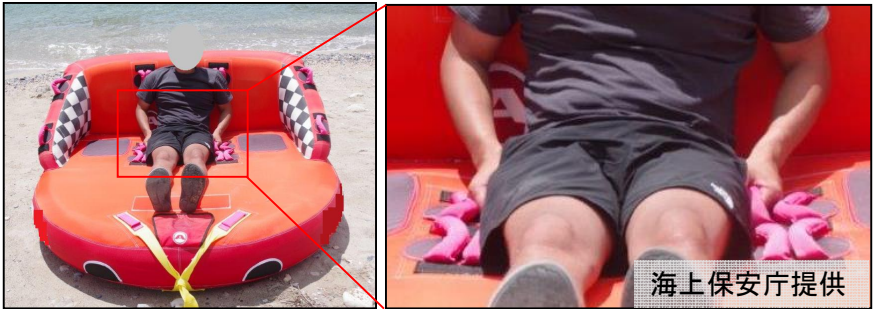


船舶事故調査報告書

令和7年4月23日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	被引浮体搭乗者負傷
発生日時	令和6年9月12日 11時00分ごろ
発生場所	沖縄県名護市部間大橋南西方沖 塩川四等三角点から真方位153°1,190m付近 (概位 北緯26°36.2' 東経127°54.0')
事故の概要	水上オートバイTeddyは、浮体をえい航して遊走中、浮体の搭乗者1人が落水して負傷した。
事故調査の経過	令和6年10月1日、主管調査官（那覇事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	水上オートバイ Teddy、0.2トン
船舶番号、船舶所有者等	235-52637 沖縄、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊 搭乗者A
負傷者	軽傷 1人（搭乗者A）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東南東、風速 約5.1m/s、視界 良好 海象：波高 約0.5m
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、搭乗者Aほか2人の搭乗者が乗った3人乗りのトーイングチューブ（以下「本件浮体」という。）を長さ約20mのえい航索でえい航し、約30km/hの速力（対地速力、以下同じ。）で遊走していた。 本件浮体は、前部が半円状で後部に背もたれがある形状であり、座面の腰掛ける場所及び背もたれに前後方向に両手を掴む带状の持ち手が設置されていた。 本件浮体の搭乗者は、中央の座面に座り、両手で本件浮体に取り付けられた持ち手を掴んでいた。（図1参照）  図1 搭乗者Aが本件浮体で持ち手を掴んでいた状態（船長が再現） 船長は、ふだんトーイングチューブをえい航する際、8の字を描く

	ように旋回をしていた。 搭乗者 A は、船長が、本船を 8 の字に約 5 ～ 10 分かけて旋回を続け、左へ急旋回させた際、本件浮体が右に振られて持ち手を掴み続けられなくなり海上に振り落とされて落水した。 船長は、搭乗者 A の落水に気付き、落水位置に引き返したところ、搭乗者 A が肩の痛みを訴えたので、友人が乗っていた別の水上オートバイに搭乗者 A を乗せ、同船と共に出発した砂浜に戻り、友人に 119 番通報を依頼した。 搭乗者 A は、救急車で名護市の病院に搬送され、右上腕骨骨折と診断された。 船長及び搭乗者全員は、救命胴衣を着用していた。
分析	本船は、搭乗者 3 人を乗せた本件浮体を約 30 km/h の速力でえい航して遊走中、左へ急旋回したことから、本件浮体が右に振られ、搭乗者 A が、持ち手を掴み続けられなくなって落水し、負傷したものと考えられる。 本船は、8 の字を描くように旋回中、船長が操縦ハンドルを大きく左に取ったことから、左へ急旋回したものと考えられる。 搭乗者 A は、座面に座り、両手共に座面の持ち手を上方から掴んだ状態で本件浮体が右に振られたことから、持ち手を掴み続けられなくなったものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、搭乗者 3 人を乗せた本件浮体を約 30 km/h の速力でえい航して遊走中、左へ急旋回したため、本件浮体が右に振られ、搭乗者 A が、持ち手を掴み続けられなくなって落水したことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 浮体をえい航する水上オートバイの船長は、旋回する場合、浮体の搭乗者が海上に振り落とされないよう減速すること、また、浮体の転覆や搭乗者の落水などの危険につながるような速度での急旋回を行わないこと。 ・ 船長は、事故が発生した場合、速やかに海上保安庁に通報すること。